

(事 務 連 絡)
令和 7 年 4 月 3 0 日

公益社団法人 群馬県医師会
会長 須藤 英仁 様

群馬県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 臂 泰 雄
(公 印 省 略)

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

平素より、後期高齢者医療制度にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年12月2日に被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード、通称「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されましたが、本年4月3日付け厚生労働省事務連絡「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」の発出により、本年8月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年8月以降、新規加入や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付とすることになりました。

つきましては、本年8月の年次更新時には資格確認書をマイナ保険証の保有状況にかかわらず後期高齢者医療制度加入者全員へ送付することになります。各医療機関窓口におかれましては、8月以降もマイナ保険証と資格確認書の混在が想定されますが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

また本広域連合では、被保険者証が使えなくなることに関する加入者の不安を解消するため、加入者全員に対して「年次更新時に加入者全員へ資格確認書が送付される」旨を記載した案内リーフレットの送付を本年6月に予定しておりますので申し添えます。

本件につきまして、ご承知いただくとともに、会員各位へお知らせいただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

群馬県後期高齢者医療広域連合
担 当：管理課 梁瀬
電 話：027-256-7171（代表）
F A X：027-255-1312
E-mail：s-yanase@gunma-kouiki.jp